

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第二号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。
第二条の二第二項中「その者」を「当該職員」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第二条第三項を削り、同条第四項中「その者」を「当該職員」に、「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二条の三第二項中「その者」を「当該職員」に改める。

第三条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「その者」を「当該職員」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「定める額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に就業規程第三条第五項、第六条又は第七条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「定める額に就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められた当該職員の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」に改める。

第十条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第一項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第十条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第三条第五項」を「第三条第六項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第十条第三項中「第三条第六項」を「第三条第七項」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第十一条第二項中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改め、「規定する修学部分休業」の下に「又は就業規程第十三条の五に規定する高齢者部分休業」を加え、「休日等及び修学部分休業」を「休日等、修学部分休業及び高齢者部分休業」に改め、「修学部分休業」の下に「又は高齢者部分休業」を加える。

第十四条の二第一項並びに第十四条の三第三項及び第四項中「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）」の下に「、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）」を加える。

附則に次の見出し及び十一項を加える。

（条例附則第五項から第八項までの規定の運用）

14 条例附則第五項に規定する管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する異動期間（同条例第九条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において次項の規定が適用されていた職員を除く。）

15 条例附則第五項に規定する管理者が定める額は、別表第一及び別表第二が適用される職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに当該職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考2又は別表第二の備考の規定（以下この項及び次項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切

り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)に給料表の備考を適用させた額とする。

16 条例附則第五項の規定の適用を受ける職員に対する第五条の規定の適用については、当分の間、同条第二項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

17 条例附則第六項に規定する管理者が定める職員は、他の職への降任等をされた日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日に条例附則第五項の規定により当該職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。次項において「備考適用前特定日給料月額」という。))が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。次項において「備考適用前基礎給料月額」という。))に達しないこととなる職員とする。

18 条例附則第六項に規定する管理者が定める額は、備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額とする。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「備考適用前基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額」とあるのは、「第二条第二項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。))と当該職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。))とする。」とする。

20 条例附則第七項に規定する条例附則第六項の規定に準じて算出した額については、職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則(埼玉県人事委員会規則「ニ」。以下「令和四年改正条例附則給与規則」という。))第五条から第七条までの規定の例によるものとする。

21 条例附則第八項に規定する条例附則第六項の規定に準じて算出した額については、令和四年改正条例附則給与規則第八条から第十条まで及び第十二条の規定の

例によるものとする。

22 条例附則第六項から第八項までの規定による給料を支給される職員に対する第四條第二項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料と附則第六項から第八項までの規定により支給される給料の額との合計額」とする。

23 条例附則第六項から第八項までの規定による給料の支給について、この規定による場合に他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いとすることができ
る。

24 附則第十四項から前項までに定めるもののほか、条例附則第五項から第八項までの規定の運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

| 前任用 再任用 短時間 勤務 職員 | 基 給料月額 | 準 給料月額 | 基 給料月額 | 準 給料月額 | 基 給料月額 | 準 給料月額 | 基 給料月額 | 準 給料月額 | 基 給料月額 | 準 給料月額 | 基 給料月額 | 準 給料月額 | 基 給料月額 | 準 給料月額 |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 187,700 | 215,200 | 255,200 | 274,600 | 289,700 | 315,100 | 356,800 | 389,900 | 441,000 | 521,400 | | | | |

別表第八備考中「その者」を「当該職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年公営企業管理規程第五号。以下「給与規程」という。）附則第十四項から第二十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）附則第三条第四項の暫定再任用職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員の給料月額は、当該職員が給与規程第二条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給与規程第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、就業規程第三条第四項、第六条又は第七条の規定により定められた当該職員の勤務時間を就業規程第三条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第二条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、就業規程第三条第六項、第六条又は第七条の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規程第三条第三項及び第十条第二項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規程第三条第二項及び第三項の規定を適用する。